

石垣市生活環境保全条例（仮称）施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、石垣市生活環境保全条例（平成 年石垣市条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（特定施設）

第2条 条例第2条第4号の規定による特定施設は、別表第1に掲げるとおりとする。

（規制基準）

第3条 条例第2条第6号の規定による規制基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

（特定工事及び規制基準）

第4条 条例第2条第5号の規定による特定工事は、別表第3の各項に掲げるとおりとし、規制基準は同表右欄に掲げるとおりとする。

（特定施設の届出）

第5条 条例第6条に規定する特定施設の設置使用届出は、様式第1号により行うものとする。

2 前項に定める使用届出は、沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年沖縄県規則第49号）第4条から第6条までに掲げる施設については、条例第6条第2項に定める使用届出の必要な特定施設から除く。

（特定施設の変更届出）

第6条 条例第7条に規定する特定施設変更の届出は、次に掲げる事項に該当したときに行うものとし、第1号から第3号までに係る届出については様式第2号、第4号に係る届出については様式第3号とする。

- （1） 特定施設の構造の変更
- （2） 特定施設の使用の方法の変更
- （3） 公害防止の方法の変更
- （4） 特定施設の使用の廃止

（名称等変更の届出）

第7条 条例第6条の規定による届出をした者は、その届出に係る名称等（名称、氏名、住所及び所在地）を変更しようとするときは、事前に様式第4号により届け出なければならない。

（受理書の交付）

第8条 市長は、第5条及び第6条第1号から第3号までに係る届出を受理したときは、様式第5号により受理書を交付する。

（同意書の添付の範囲）

第9条 条例第6条第3項の規定による同意書については、市長が特に必要と認めるもの以外については添付しないことができる。

（命令等及び公表の様式）

第10条 条例第10条第1項及び第12条第3項による措置命令は様式第6号、条例第10条第2項による一時停止命令は様式第7号、条例第11条による公表は様式第8号により行う。

（拡声器の使用制限）

第11条 条例第15条第1項の規定による区域とは、別表第4に掲げる施設の敷地の境界線からおおむね50メートル以内の区域とする。

2 条例第15条第1項の規定による場合とは、別表第5に掲げる特例をいう。

3 条例第 15 条第 2 項に規定する場合とは、広報その他公共のために使用する場合をいう。

4 条例第 15 条第 2 項に規定する事項とは、別表第 6 に掲げるとおりとする。

(立入検査の身分証明書)

第 12 条 条例第 19 条第 2 項の規定による職員の身分を示す証明書は、様式第 9 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1

騒音に係る特定施設

項	用途区分	施設名	規模又は能力
1	金属製品の製造又は加工の用に供するもの	イ 高速切断機(カットグラインダーを含む。)	すべてのもの
		ロ 研摩機(湿式及び工具用を除く。)	すべてのもの
2	工場又は事業場に設置されているもの	イ 圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 2.25kw 以上 7.5kw 未満のもの
		ロ クーリングタワー	原動機の定格出力が 0.75kw 以上のもの
		ハ ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(定着式のものに限る。)	原動機の定格出力が 0.75kw 以上のもの
		ニ 製鋼用電気炉	すべてのもの
3	土石又は鉱物の粉碎及びふるい分けの用に供するもの	イ 破碎機	原動機の定格出力が 7.5kw 未満のもの
		ロ 摩砕機	
		ハ ふるい分け機	
		ニ 分級機	
4	建設用資材の製造の用に供するもの	イ コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.45 立法メートル未満のもの
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 未満のもの
5	木材加工機械	イ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75kw 以上 15kw 未満のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75kw 以上 2.25kw 未満のもの
		ロ 丸のこ盤	
		ハ かな盤	原動機の定格出力が 0.75kw 以上 2.25kw 未満のもの

悪臭に係る特定施設

項	用途区分	施設名	規模又は能力
1	動物質飼料、肥料又はにかわの製造用に供する施設	イ 原料置場 ロ 蒸解煮沸施設 ハ 乾燥施設 ニ 粉碎施設	すべてのもの
2	動物（鶏を除く。）の飼養の用に供する施設	イ 飼養施設 ロ 飼料調理施設（加熱処理をするもの） ハ ふん尿処理施設	豚にあっては豚房の総面積が 50 m ² 未満のもの、牛にあっては牛房の総面積が 200 m ² 未満のもの、馬にあっては馬房の総面積が 500 m ² 未満の工場等に係るものを除く。
3	鶏の飼養の用に供する施設	鶏舎（30 日未満の育成鶏を除く。）	鶏舎の総面積が 100 m ² 未満のものを除く。
4	鶏ふんの乾燥の用に供する施設	イ 生ふん置場 ロ 生ふん処理施設	処理能力が 1 日当たり 500 kg 以上であること。
5	塗装の用に供する施設	原動機を使用する吹付塗装施設	塗料及び溶剤の使用量が 1 時間当たり 3 リットル以上であること。
6	紙製品の製造に供する施設	イ 蒸解施設	すべてのもの
7	原皮のなめしの用に供する施設	イ 原料置場 ロ 洗浄施設 ハ 脱灰施設	すべてのもの
8	動植物油の製造の用に供する施設	イ 原料置場 ロ 煮沸か施設	すべてのもの
9	廃棄物の処理の用に供する施設	イ 焼却施設又は焼却設備 ロ 乾燥施設又は乾燥設備	処理能力が 1 時間当たり 100kg 以上又は火格子面積が 1 m ² 以上であること。
10		し尿処理施設（浄化槽を除く。）	すべてのもの
11		下水道終末処理場	すべてのもの
12	死亡獣畜取扱場の用に供する施設	イ 解体施設 ロ 汚物ため施設 ハ 汚水ため施設	すべてのもの
13	ガラス繊維強化プラスチック製品の製造又は加工の用に供する施設		すべてのもの

別表第 2

騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時から午後7時まで	朝夕 午前6時から午前8時まで 午後7時から午後9時まで	夜間 午後9時から翌日の午前6時まで
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

備考

- この規制基準を適用する地域及び区域は、市行政区域のうち昭和54年3月8日沖縄県告示第95号で指定する部分とする。
- 第2種区域、第3種区域に所在する条例第15条第1項に掲げる施設の敷地の境界線から50メートルの区域内における規制基準は、それぞれこの表から定める値から5デシベルを減じた値とする。
- 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2で定める音圧レベルの単位をいう。
- 騒音測定地点は、原則として工場等の敷地境界線上に定めるものとする。
- 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合、周波数補正回路はA特性を用いることとする。

注意：区域の区分については、騒音・悪臭防止法に基づく規制地域は沖縄県文化環境部環境保全課にある、沖縄の環境で騒音・振動・悪臭防止法のサイトから規制地域指定図を参照してください。

悪臭に係る規制基準

項	特定施設	規制基準
	動物質飼料、肥料又はにかわの製造用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料置場 ロ 蒸解煮沸か施設 ハ 乾燥施設 ニ 粉碎施設	1 原材料、製品等は、悪臭のもれにくい容器等に収納すること。 2 外部に悪臭がもれにくい構造の建築物内に設置されていること。 3 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。
2	動物（鶏を除く。）の飼養の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 飼料調理施設（加熱処理をするもの） ハ ふん尿処理施設	1 飼養施設の内部及び周辺は、常に清潔に保つこと。 2 飼養施設の床は、コンクリート構造とし、側溝にはフタがされていること。 3 飼養施設のふん尿、その他悪臭を発生する汚物は、密閉構造の貯溜槽又はそれと同等以上の効果を有する建造物に集めること。 4 防臭剤及び防虫剤を常時散布し、悪臭及び衛生害虫の発生を防止すること。
3	鶏の飼養に供する施設 イ 鶏舎（30日未満の育成鶏を除く。）	1 鶏舎の内部及び周辺は、常に清潔に保つこと。 2 鶏舎の外部にふん尿が流れ出ない構造とすること。

4	<p>鶏ふんの乾燥の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 生ふん置場</p> <p>ロ 生ふん処理施設</p>	<p>1 住居地域では、鶏ふんの天日乾燥を行わないこと。</p> <p>2 生ふんは、覆いをかけ、保管しておくこと。</p> <p>3 有効な脱臭装置が設置されていること。</p>
5	<p>原動機を使用する吹付塗装施設</p>	<p>工場等の周辺の人々の多数が著しく不快を感じないと認められる程度とする。</p>
6	<p>紙製品の製造の用に供する蒸解施設</p>	<p>1 外部に悪臭のもれにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。</p>
7	<p>原皮のなめしの用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料置場</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 脱灰施設</p>	<p>1 原皮は、悪臭のもれにくい建築物内に貯蔵すること。</p> <p>2 外部に悪臭がもれにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>3 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。</p>
8	<p>動植物油の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料置場</p> <p>ロ 煮沸施設</p>	<p>1 原材料、製品その他悪臭を発生するものは、悪臭のもれにくい容器に収納すること。</p> <p>2 外部に悪臭がもれにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>3 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。</p>
9	<p>廃棄物の処理の用に供する施設又は設備であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 焼却施設又は焼却設備</p> <p>ロ 乾燥施設又は乾燥設備</p>	<p>工場の周辺の人々の多数が著しく不快を感じないと認められる程度とする。</p>
10	<p>し尿処理施設（浄化槽を除く。）</p>	
11	<p>下水道終末処理場</p>	
12	<p>死亡獣畜取扱場の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 解体施設</p> <p>ロ 汚物ため施設</p> <p>ハ 汚水ため施設</p>	
13	<p>ガラス繊維強化プラスチック製品の製造又は加工の用に供する施設</p>	

別表第3

特定工事及び規制基準

項	特定工事	規模	規制基準
1	土砂等の採掘作業	最初の作業日から30日間の累積作業日数が3日以上のもの	(各項共通) 1 工事現場へ出入する車両は、粉じん、騒音、振動を発生しにくい程度の速度で運行すること。また、積載車両は、粉じんが飛散しないようにカバーで覆われていること。 2 工事現場及びそこに出入りする道路は、粉じんの飛散しにくい形態にされていること。 3 工事現場から発生する騒音振動は、周辺住民の多数の者の受認限度を超えない程度のものとする。
2	埋土、造成工事	すべてのもの(1日で終了するものを除く。)	
3	建設土木工事	すべてのもの(7日間で終了するものを除く。)	

別表第4

拡声器の使用制限区域

項	拡声器の使用制限区域
1	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
2	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する乳児院及び保育所
3	医療法(昭和23年法律第205号)第1条第1項に規定する病院及び第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所
4	図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
5	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホーム

別表第5

拡声器使用制限の特例

項	拡声器使用制限の特例
1	祭礼その他地域の慣習となっている諸行事に伴い使用する場合
2	公共団体等が商業、観光宣伝を行う場合
3	広報その他営利を目的としない宣伝を行う場合
4	拡声器を屋内において使用する場合であって周辺の生活環境をそこなうおそれがない場合。ただし、屋内から屋外に向けて使用するものを除く。

別表第6

拡声器の使用に係る遵守事項

- 1 事業活動に伴い移動しながら拡声器を使用する場合

- (1) 使用時間は、午前 9 時から午後 8 時までの間に限ること。
- (2) 同一場所における使用時間は、10 分を超えないこと。
- (3) 拡声器から発生する音量は、周辺の生活環境を損なわない程度とする。

2 店頭、街頭等に固定して拡声器を使用する場合

- (1) 使用時間は、午前 9 時から午後 8 時までの間に限ること。
- (2) 使用時間は 1 回 20 分以内とし、次回の使用までに 10 分以上の間隔をおくこと。
- (3) 設置場所は、地上 7 メートル以下とする。
- (4) 拡声器から発生する音量は、次の表に掲げる地域ごとの音量を超えないこと。

項	時間の区分		午前 9 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 8 時まで
	地域の区分			
1	第 1 種低層住居専用地域及び第 1 種中高層住居専用地域		55 デシベル	50 デシベル
2	第 1 種住居地域		60 デシベル	55 デシベル
3	近隣商業地域及び商業地域、準工業地域		70 デシベル	65 デシベル

注意：地域の区分については、都市計画法の用途区分で指定されている区分を参照ください。